

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

〈介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護〉

〈医療保険による訪問看護〉

医療生協かながわ生活協同組合
訪問看護ステーションとつか

訪問看護重要事項説明書(介護保険・医療保険)

医療生協かながわ生活協同組合
訪問看護ステーションとつか

1. 運営法人の概要

名 称	医療生協かながわ生活協同組合
代 表 者 名	池田 俊夫
法人本部所在地	横浜市戸塚区戸塚町 3880 番地 2 TEL045-862-9244
実施事業の概要	医業・居宅介護支援事業・居宅サービス介護事業
事業所数	14ヶ所

2. 事業所の概要

事業所名	医療生協かながわ生活協同組合 訪問看護ステーションとつか
所在地	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 167 まこと第2ビル
管理者	杉山 朋美 連絡先 TEL 045-865-1626
サービス提供地域	横浜市戸塚区 泉区 栄区 ※それ以外の地域に関しては要相談
事業所指定番号 (介護保険)	1461090018 号 平成 12 年 2 月 2 日指定
併設する介護事業所	ヘルパーステーションとつか(訪問介護)、ケアセンターよこはま(居宅介護支援)

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名
看 護 師	主治医の指示による訪問看護計画を作成し、計画に基づき、訪問看護業務を提供します。	常勤 6 名 非常勤 6 名
作 業 療 法 士	主治医の指示により訪問リハビリテーションを提供します	常勤 1 名

4. 業務日及び業務時間

業 務 日	月曜日～土曜日 日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は緊急時を除き休業とします。
業 務 時 間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00

* ご利用者の身体状況や介護状況に応じて、緊急時対応の契約を行なっている場合には24時間対応を行なっております。

* 地震、災害等で交通機関が停止した場合や道路が使用できない等のとき、台風や荒天等、または訪問担当者の緊急やむを得ない事情などで、訪問時間の変更または、訪問できない場合があります。

* 訪問予定日が祝日にあたる場合は、看護職員の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させていただく場合があります。

5. サービス内容

- ① 日常生活の看護
- ② かかりつけの医師の指示による処置

- ③ 療養環境の相談
- ④ 医療・介護保険サービスの相談など

6. サービス利用料及び利用者負担金

- ① サービス利用料は、別表で提示いたします。
- ② 支払い方法は原則として金融機関からの口座引き落としとさせていただきます。

7. サービスの中止

- ① 利用者がサービス提供を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
 電話 045-865-1626
 連絡時間 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:00
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービスの前々日までにご連絡下さい。(ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は直前でも結構です。)
- ③ 前日または当日のキャンセルに関して、緊急やむを得ない事情以外はキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。キャンセル料は利用者の負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

8. 当事業所における運営方針

- ① 訪問看護の実施にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が安定した在宅療養生活を送れることを目標とします。
- ② 利用者に適正なサービスが提供できるよう、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等と綿密な提携に努めます。
- ③ 事業所は、訪問看護等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
 採用時研修 1回、 定期研修 年2回

9. 秘密保持

事業所及び訪問看護師等は、業務上知り得た利用者、または家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

- ① サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関に連絡します。

医療機関等の名称	主治医氏名 連絡先電話
緊急連絡先続柄	氏名 連絡先電話

- ② 事故が生じた時には、直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、事実を正確に把握し、速やかに市区町村や関係機関へ事故発生 の報告をします。
- ③ 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

11. 衛生管理

